

広報まちだに 広告を掲載しませんか

2019年度掲載広告募集中

広報まちだでは、市民生活に関連の深い広告を掲載しています。発行部数は約12万5千部で、市内全域に新聞折り込みを中心に配布しており、大きな宣伝効果が期待されます。

ぜひ、会社やお店の宣伝にご利用下さい。

1. 応募資格など

市内または近隣市に事業所を有する事業主等（掲載については、市内の事業所が優先されます）。ただし、以下のもの及び別表1・2に該当する業種または内容のものは掲載できません。

- ① 広報まちだの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる風俗営業に関するもの
- ④ 政治又は宗教に関するもの
- ⑤ 個人、団体の意見広告を内容とするもの
- ⑥ 法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑦ その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

2. 広告掲載料・規格等

広報まちだ掲載広告		
1枠の大きさ	金額	枠数
縦42mm 横80mm	1枠につき 5万円	各号3枠、全75枠 ※1事業者あたり1号2枠まで申し込みます。

※「広報まちだ」に広告を掲載すると、ホームページへの広告掲載が割り引きされます。詳しくは「町田市ホームページ バナー広告募集案内」をご覧ください。

3. 掲載位置など

広報まちだ各号本紙最終面の下部

4. 掲載広告の決定方法

町田市政策経営部契約事務適正化委員会等で掲載の可否について判断し、決定します。結果は応募されたすべての方に通知します。

5. ご注意

- ・ 広告原稿は広告掲載決定後に、完全版下をデジタルデータ（イラストレーターCS6まで、ai または EPS 形式、アウトライン済みのもの）にて作成し、提出して下さい。版下作成費用は広告主の負担になります。
- ・ 指定された期日までに版下原稿が提出されないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されます。
- ・ 掲載希望の号はご指定頂けますが、掲載位置の指定はできません。
- ・ 広告には必ず事業所名、電話番号を明記して下さい。
- ・ 広告のデザインは、広告枠の外周がわかるように作成して下さい。
- ・ 「町田市暴力団排除条例に基づく誓約書」に押印いただくものは、代表者様の認印や社印で構いません（担当者様の印を押さないようご注意ください）
- ・ ホームページに掲載される PDF 版には広告は掲載されません

6. 応募方法

「町田市有料広告掲載申込書」「町田市暴力団排除条例に基づく誓約書」に記入（誓約書には押印も）し、簡単な原稿案を添付して、町田市広報課まで直接または郵送でお申し込み下さい。

※お申し込みにあたり、町田市ホームページ内【町田市「広報まちだ」に掲載する広告の取扱基準】及び【町田市有料広告掲載取扱要領】をご確認下さい。

広告主の方は、掲載月もしくは掲載月翌月の町田市ホームページへの広告掲載が1枠に限り1万円になります。

詳細は町田市ホームページバナー広告募集案内をご覧ください。

別表 1 (第 6 関係)

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの（公営収益事業に係るものを除く）
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者

別表 2 (第 7 関係)

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの

<問合せ先>

町田市政策経営部広報課 小林・橋本

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

☎ : 042-724-2101

✉ : seisaku040@city.machida.tokyo.jp